

# 防災行政用無線放送による緊急地震速報伝達訓練を実施します

「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を用いて、防災行政用無線による情報伝達訓練を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

※気象の状況等によっては、訓練放送を中止することがあります。

**実施日時** 12月4日(水) 11時ころ

**伝達手段** 市内の防災行政用無線子局および室内に設置している個別受信機から一斉に放送

**放送内容(予定)** ♪上がりチャイム音 ~ 「これは、Jアラートのテストです」を3回放送後  
~ 「こちらは、防災つがる市です」 ~ ♪下りチャイム音



**【問い合わせ先】 総務課 電話42-2111 (内線342)**

## 市営住宅〈空家〉入居者募集

団地名	募集戸数	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
桜木団地(4-4号) 注1	1戸	H26	木造桜木8-2	木造平屋 5連戸1LDK	○	○	○	○	○	下水道	15,200 ~29,800
桜木団地(空家)	2戸	H26 H27	木造桜木8-2	木造平屋 4・5連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	22,200 ~44,100
第2月見野丘団地(12号)	1戸	H7	森田町森田 駒ヶ淵30-16	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	18,500 ~36,400
つきみの団地(空家) 注2	2戸	H13 H15	森田町森田 月見野300-2	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	20,200 ~40,200
かしわ団地(空家)	4戸	H15- H20	柏桑野木田幾世 24-4ほか	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	22,800 ~47,000
鶴野第2団地(6号)	1戸	H6	柏桑野木田 鶴野63-3	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	21,600 ~42,400
屏風山団地(C-1号)	1戸	H14	車力町屏風山 1-98	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	19,100 ~37,400
富落団地(B-5号)	1戸	H15	富落町莊野 61-37	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	17,100 ~33,500
富落2号団地(7号)	1戸	H15	富落町屏風山 1-1874	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	20,500 ~40,300
特公賃 森田第2若緑団地(特1号)	1戸	H11	森田町上相野 若緑50	木造平屋 1戸建3LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	40,000 ~65,000

注1 桜木団地4-4号に限り、満20歳以上の単身での申し込みができます。

注2 今回募集のつきみの団地2戸は、給湯設備の新設により翌年度4月から家賃が上がります。

### 申し込み方法

<b>募集期間</b>	11月19日(火)~11月25日(月) 8:30~17:15 (土日を除く)
<b>申請資格</b>	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること。(満60歳以上の高齢者等は単身での申し込み可)②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること(一般・単身世帯:月額158,000円以下※裁量世帯は月額214,000円以下) 特定公共賃貸住宅の収入基準は月額158,000円を超え487,000円以下③税の滞納がないこと ④住宅に困窮していることが明らかなこと⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申込みはできません) ⑥暴力団でないこと(同居予定者を含む) ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯 ・身体障害者手帳(1~4級)、精神障害者保健福祉手帳(1~2級)、愛護手帳(A・B)の交付を受けている方
<b>必要な提出書類等</b>	①入居希望申請書(用紙は市役所建築住宅課にあります) ②マイナンバーカードまたは通知カード(入居予定の世帯全員分) ③税の滞納がないことの証明書(同居予定者を含む) ④運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ⑤申請者の認め印 ⑥借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑦入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し ※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によってはその他の書類が必要となります。窓口でご確認ください。
<b>申し込み後</b>	応募書類を審査のうえ12月の選考後に入居の可否を通知します。入居者に選考された方は、家賃3か月分の敷金と、連帯保証人2名(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。
<b>その他</b>	○市営住宅では、いかなる理由があっても犬や猫、鳥などのペットの飼育は一切禁止です。 ○こちらに掲載のほか、随時募集している市営住宅もありますので、お気軽にご相談下さい。

**【申し込み・問い合わせ】 建築住宅課 電話42-2111 (内線383・386)**

# 農業者年金に加入しましょう

農業者年金は、

- ① 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）で、
  - ② 年間60日以上農業に従事し、
  - ③ 60歳未満の方 などなたでも加入できます。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
  - 保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります。
  - 年金は、家族一人一人について準備することが大切です。



## 若い農業者の皆さんへ — 政策支援加入(保険料の国庫補助)で老後の安心を —

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で保険料の国庫補助が受けられます。政策支援は、農業者年金の加入要件(上記①～③)に加え、

- Ⓐ39歳までに加入
- Ⓑ農業所得が900万円以下
- Ⓒ右表の必要な要件1～5いずれかを満たせば、右表の区分に応じた国庫補助を受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助金額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方満たすことを約束した者		
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	—	

## 40歳を超えて政策支援を受けられない方へ — 加入期間が短くても老後の備えは間に合います —

農業者年金の保険料は、月額2万円から6万7千円まで（千円単位で）加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで、豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

### 【問い合わせ先】

農業委員会事務局

電話23-3622

ごしょつがる農協木造総合支店 電話42-2155

つがるにしきた農協つがる支店 電話46-2211

## 年金相談・お手続きの際は、事前予約が便利です

弘前年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けていますので、お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話(0570-05-4890)、または弘前年金事務所(0172-27-1339)に、電話・来訪時にお申し込みください。

### 移動年金相談のご案内

弘前年金事務所では、月に1回つがる市役所でも年金相談を行っており、年金に関するご相談をお受けしております。なお、ご利用の際は、予約が必要となりますので、弘前年金事務所(0172-27-1339)にお問い合わせください。

移動年金相談日 日時 11月27日(水)、12月25日(水)、1月22日(水)10時～15時

場所 市役所2階相談室 ※事前の予約が必要です。

### 【年金についての問い合わせ先】

弘前年金事務所 電話0172-27-1339

つがる市市民課 電話42-2111 (内線261・267)

稲垣出張所 電話46-2111

車力出張所 電話56-2111

